

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	1
○保安林の指定予定の通知（9件）（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
○道路の区域変更（2件）（道路課）	3
落札公告	
○落札者等の公告（警察本部会計課）	3
正誤	
◎正誤（平27・5・29付け 規則）	4

告 示

高知県告示第527号
平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成27年9月8日
高知県知事 尾崎 正直

表中

家畜人工授精講習会修業試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	畜産振興課
---------------	-------------	-------------	-------

を

家畜人工授精講習会修業試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	畜産振興課
林業学校基礎課程選考試験	総合得点及び科目別得点	合格発表の日から1月間	森づくり推進課

に改める。
高知県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年9月8日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高知市十津六丁目3528の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第529号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年9月8日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市吉良川町字宝蔵庵乙5078の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宝蔵庵乙5078の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第530号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年9月8日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市畑山字ヤケヲ甲555、甲568
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第531号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成27年9月8日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市井ノ口字堂立乙3653の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂立乙3653の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第532号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市沖の島町母島宇水谷276、277、278の1、278の2、279の1から279の6まで、280

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇水谷277・279の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第533号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町南川字細野1975の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字細野1975の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第534号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町戸中宇明堂畝128の6、128の8

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇明堂畝128の8（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第535号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町飯母2702の1、2702の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯母2702の1・2702の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第536号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡禰原町上本村196、220、236、237、239

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上本村196・236・237・239（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第537号

国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成27年8月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）

第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（国土調査補助基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年9月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
高知市

高知県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年9月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字西ノ前丙1170番1 から 高岡郡津野町芳生野 字栗ノ木丙1258番2 まで	前	20.0 } 31.0	30
	後	20.0 } 31.0	

高知県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年9月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

南国市大埴字野岸甲 1705番2地先から 南国市大埴字野岸甲 1709番5地先まで	前	11.6 } 17.2	28
	後	12.0 } 22.4	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年9月8日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県警察本部情報管理システム用無停電電源装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額
月額 188,568円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成27年6月2日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・5・29	号外33	◎規則	1	中 (42)	「第20条(同条例)」を「第20条第1項(同条例)」に改める。	「第20条(」を「第20条第1項(」に改める。